

● 規程改正の概要

要 旨	<p>職員の年次有給休暇の取得を促進するため、「地方独立行政法人山梨県立病院機構勤務時間、休日及び休暇等に関する規程」の一部改正を行う。</p>
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構勤務時間、休日及び休暇等に関する規程の一部改正（規程第●号）</p> <p>1 改正理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年度からの会計年度任用職員制度の開始に伴い、会計年度任用職員の年休付与月を4月1日（年度単位での付与）とした。 ○ 従前より、正規職員については、県に準じ、1月1日に年休を付与（年単位で付与）してきた。 ○ しかし、正規職員については、1月に年休を付与した後、4月に人事異動があるため、年間を通じた取得計画を立てにくいことや、業務内容が変わることにより計画どおりの取得が困難になる場合があるなど、取得促進を図るうえでの弊害の一つとなっている。 ○ また、労働基準法上の義務である年5日取得の達成状況を含めた年休取得状況の管理にあたって、正規職員と会計年度任用職員の対象期間が異なる（年と年度）ことにより、システム上の統一的な取得管理ができず、管理が煩雑となり管理部門（人事・給与担当）の業務負担の一因となっている。 <p>2 改正内容</p> <p>（1）年休の付与月の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年度から、正規職員の年休付与を4月1日（年度単位での付与）に変更する。 ○ 経過措置として、令和4年1月1日付けで5日（年間20日のうち1月～3月の3か月分に相当する日数）の年休を付与したうえで、令和4年4月1日に20日の年休を付与することとする。併せて、令和3年12月31日時点での残日数については、20日を限度に令和4年1月1日以降に繰越し可能とする。 <p>（2）特別休暇の取得期間の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 取得期間を「1の年」として取得可能日数を定めている特別休暇について、令和4年度から取得期間を「1の年度」に改正する。 ○ 経過措置として、年間取得可能日数のうち、3か月分に相当する日数を、令和4年1月から3月の間に取得できることとする。
施行期日	<p>令和4年1月1日から施行する。</p>

機構勤務時間、休日及び休暇等に関する規程 新旧対照表（令和4年1月1日施行）

新	旧
<p>(年次有給休暇)</p> <p>第16条 年次有給休暇は、<u>1</u>の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、<u>1</u>の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。</p> <p>一 略</p> <p>イ～ロ 略</p> <p>二 略</p> <p>三 第1号のイ及びロ並びに前号の規定にかかわらず、労基法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年度における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする</p> <p>2 第1項第1号のイ及びロ並びに次項に掲げる職員以外の職員であって、当該年度の中途において新たに職員となったもの（次項に掲げる職員を除く。）<u>その年度の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で、別表第2の日数欄に掲げる日数(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、理事長が別に定める日数)</u> (以下この条において「基本日数」という。)</p> <p>3 当該年度の前年度において国家公務員、山梨県条例の適用を受</p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第16条 年次有給休暇は、<u>一</u>の年ごとにおける休暇とし、その日数は、<u>一</u>の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。</p> <p>一 略</p> <p>イ～ロ 略</p> <p>二 略</p> <p>三 第1号のイ及びロ並びに前号の規定にかかわらず、労基法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする</p> <p>2 第1項第1号のイ及びロ並びに次項に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となったもの（次項に掲げる職員を除く。）<u>その年</u>の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で、別表第2の日数欄に掲げる日数(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、理事長が別に定める日数)に定める。 (以下この条において「基本日数」という。)</p> <p>3 当該年の前年のにおいて国家公務員、山梨県条例の適用を受</p>

<p>けない地方公務員又はその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち、別表第3に定めるものを使用される者（以下この号において「国家公務員等」という。）であった者であって引き続き当該年度に新たに職員となつたものその他別表第4で定める職員 国家公務員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、<u>20日</u>に第4項で定める日数を加えた日数 <u> </u> を超えない範囲内で次に定める日数</p> <p>一 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる場合に応じ、次に定める日数</p> <p>イ <u>当該年度の初日</u>に職員となつた場合 <u>20日</u>に<u>当該年度の前年度</u>における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該残日数が<u>20日</u>を超える場合にあっては、<u>20日</u>)を加えて得た日数</p> <p>ロ <u>当該年度の初日</u>後に職員となつた場合 この号イの日数から職員となつた日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数(ロに掲げる職員が再任用職員(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。ロにおいて同じ。)及び任期付短時間勤務職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、理事長が別に定める日数)(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)</p> <p>二 略</p> <p>4 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、<u>1の年度</u>における年次有給休暇の残日数が<u>20日</u>を超えない職員にあっては、当該残日数(1日未満の端数があるときはこれを1</p>	<p>けない地方公務員又はその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち、別表第3に定めるものを使用される者（以下この号において「国家公務員等」という。）であった者であって引き続き当該年度に新たに職員となつたものその他別表第4で定める職員 国家公務員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、<u> </u>第4項で定める日数を加えた日数で<u>20日</u>を超えない範囲内で次に定める日数</p> <p>一 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる場合に応じ、次に定める日数</p> <p>イ <u>当該年の初日</u>に職員となつた場合 <u>20日</u>に<u>当該年の前年</u>における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該残日数が<u>20日</u>を超える場合にあっては、<u>20日</u>)を加えて得た日数</p> <p>ロ <u>当該年の初日</u>後に職員となつた場合 この号イの日数から職員となつた日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数(ロに掲げる職員が再任用職員(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。ロにおいて同じ。)及び任期付短時間勤務職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、理事長が別に定める日数)(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)</p> <p>二 略</p> <p>4 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、<u>1の年</u>における年次有給休暇の残日数が<u>20日</u>を超えない職員にあっては、当該残日数(1日未満の端数があるときはこれを1</p>
--	---

日の年次有給休暇の残日数とした日数)、20日を超える職員にあっては20日を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

5～6 略

7 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。)が変更されるときは、当該年度の初日に当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年度の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあつては第1項第1号又は第2項に掲げる日数(以下この項において「付与日数」という。)に第4項の規定により当該年度の前年度から繰り越された年次有給休暇の日数(以下この項において「繰越日数」という。)を加えて得た日数とし、当該年度の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときは、付与日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該日数が20日を超える場合は、20日とする。以下この項において「調整後の付与日数」という。)に繰越日数を加えて得た日数から当該年度の初日まで使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数とし、当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときは、当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる調整後の付与日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該日数が20日を超える場合は、20日とする。以下この項において「調整後の付与日数」という。)に繰越日数を加えて得た日数から当該年度の初日まで使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数

日の年次有給休暇の残日数とした日数)、20日を超える職員にあっては20日を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

5～6 略

7 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。)が変更されるときは、当該年度の初日に当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年度の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあつては第1項第1号又は第2項に掲げる日数(以下この項において「付与日数」という。)に第4項の規定により当該年度の前年度から繰り越された年次有給休暇の日数(以下この項において「繰越日数」という。)を加えて得た日数とし、当該年度の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときは、付与日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該日数が20日を超える場合は、20日とする。以下この項において「調整後の付与日数」という。)に繰越日数を加えて得た日数から当該年度の初日まで使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数とし、当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときは、当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる調整後の付与日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該日数が20日を超える場合は、20日とする。以下この項において「調整後の付与日数」という。)に繰越日数を加えて得た日数から当該年度の初日まで使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数

とする。
一～四 略

(特別休暇)

第18条 特別休暇は、選挙権その他公民としての権利の行使、婚姻、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし、その種類及び期間は、下表に定めるところによる。

特別休暇の種類	事由	期間
略		
4 ボランティア休暇	略 一 障害者支援施設、特別養護老人ホーム 二 その他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施	1の年における期間とし、5日以内

とする。
一～四 略

(特別休暇)

第18条 特別休暇は、選挙権その他公民としての権利の行使、婚姻、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし、その種類及び期間は、下表に定めるところによる。

特別休暇の種類	事由	期間
略		
4 ボランティア休暇	略 一 障害者支援施設、特別養護老人ホーム 二 その他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施	1の年度における期間とし、5日以内

	設であって理事長が定めるものにおける活動 三～四 略		設であって人事委員会が定めるものにおける活動 三～四 略
略		略	略
9 不妊治療休暇	略	1 期間は、 <u>1</u> の <u>年</u> における期間とし、6日以内 2～3 略	1 期間は、 <u>1</u> の <u>年</u> における期間とし、6日以内 2～3 略
略		略	略
13 子の看護休暇	略	1 期間は、 <u>1</u> の <u>年度</u> における期間とし、5日（中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）以内。 2～3 略	1 期間は、 <u>1</u> の <u>年</u> における期間とし、5日（中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）以内。 2～3 略
略		略	略
14 学校行事参加休暇	略	1 期間は、 <u>1</u> の <u>年度</u> における期間とし、2日（中学校修了	1 期間は、 <u>1</u> の <u>年</u> における期間とし、2日（中学校修了

		<p>前の子が三人以上の場合にあつては、3日)以内。 2~3 略</p>
略		
<p>17 短期の介護休暇</p>	略	<p>1 期間は<u>1</u>の年度における期間とし、5日(要介護者が二人以上の場合には、10日)以内 2~3 略</p>
<p>18 夏季休暇</p>	略	<p><u>1</u>の年度の5月から11月までの間において、連続する5日以内の期間とする。ただし特に必要がある場合には、1日単位で分割することができる</p>
略		
		<p>前の子が三人以上の場合にあつては、3日)以内。 2~3 略</p>
略		
<p>17 短期の介護休暇</p>	略	<p>1 期間は<u>1</u>の年度における期間とし、5日(要介護者が二人以上の場合には、10日)以内 2~3 略</p>
<p>18 夏季休暇</p>	略	<p><u>1</u>の年度の5月から11月までの間において、連続する5日以内の期間とする。ただし特に必要がある場合には、1日単位で分割することができる</p>
略		

別表第2 (第16条関係)

在職期間	日数
1月以下	2日
1月を超え2月以下	3日
2月を超え3月以下	5日
3月を超え4月以下	7日
4月を超え5月以下	8日
5月を超え6月以下	10日
6月を超え7月以下	12日
7月を超え8月以下	13日
8月を超え9月以下	15日
9月を超え10月以下	17日
10月を超え11月以下	18日
11月を超え1年未満	20日

別表第3 (第16条関係)

国家公務員等
一～二 略
三 前各号に掲げる法人のほか、理事長 がこれらに準ずる 法人であると認めるもの

別表第2 (第16条関係)

在職期間	日数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年未満の期間	20日

別表第3 (第16条関係)

国家公務員等
一～二 略
三 前各号に掲げる法人のほか、人事委員会がこれらに準ずる 法人であると認めるもの

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

(引き続き令和 4 年 1 月 1 日に在籍する職員に関する経過措置)

第 2 条 施行日の前日において在籍する職員であつて、引き続き令和 4 年 1 月 1 日に在籍する職員については、令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間、改正後の第 16 条第 1 項第 1 号の規定は適用せず、令和 4 年 1 月 1 日に、同期間の年次有給休暇として、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数を付与する。

- 一 第 2 号及び第 3 号に掲げる職員以外の職員 5 日
- 二 斉一型短時間勤務職員 5 日に斉一型短時間勤務職員の 1 週間の勤務日の日数を 5 日で除して得た数を乗じて得た日数
- 三 不斉一型短時間勤務職員 38 時間 45 分に不斉一型短時間勤務職員の 1 週間の勤務時間を 38 時間 45 分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7 時間 45 分を 1 日として日に換算して得た

日数

第 3 条 前条に規定する期間の開始前における年次有給休暇の残日数は、第 16 条第 4 項の規定にかかわらず、20 日を限度として、前条に規定する期間に繰り越すことができるものとする。

第 4 条 第 2 条に規定する職員に係る改正後の第 18 条の表第 4 項、第 9 項、第 13 項、第 14 項及び第 17 項の規定による特別休暇については、令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間、次の各号に掲げる休暇の区分に応じて、当該各号に掲げる日数を取得できるものとする。

<p>二 <u>改正後の第 18 条の表第 4 項の規定による休暇</u> 2 日以内</p> <p>三 <u>改正後の第 18 条の表第 9 項の規定による休暇</u> 2 日以内</p> <p>三 <u>改正後の第 18 条の表第 13 項の規定による休暇</u> 2 日(中学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあつては、4 日) 以内</p> <p>四 <u>改正後の第 18 条の表第 14 項の規定による休暇</u> 1 日(中学校修了前の子が 3 人以上の場合にあつては、2 日) 以内</p> <p>五 <u>改正後の第 18 条の表第 17 項の規定による休暇</u> 2 日以内 (要介護者が 2 人以上の場合にあつては、4 日) 以内</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
---	---

正規職員の年休付与月の変更について

R3. 9. 28 総務課人事・給与担当

1 背景

- 令和2年度からの会計年度任用職員制度の開始に伴い、会計年度任用職員の年休付与月を4月1日（年度単位での付与）とした。
- 従前より、正規職員については、県に準じ、1月1日に年休を付与（年単位で付与）してきた。
- しかし、正規職員については、1月に年休を付与した後、4月に人事異動があるため、年間を通じた取得計画を立てにくいことや、業務内容が変わることにより計画どおりの取得が困難になる場合があるなど、取得促進を図るうえでの弊害の一つとなっている。
- また、労働基準法上の義務である年5日取得の達成状況を含めた年休取得状況の管理にあたって、正規職員と会計年度任用職員の対象期間が異なる（年と年度）ことにより、システム上の統一的な取得管理ができず、管理が煩雑となり管理部門（人事・給与担当）の業務負担の一因となっている。

2 対応

- 令和4年度から、正規職員の年休付与を4月1日（年度単位での付与）に変更する。
- 経過措置として、令和4年1月1日付けで5日（年間20日のうち1月～3月の3か月分に相当する日数）の年休を付与したうえで、令和4年4月1日に20日の年休を付与することとする。
- なお、令和3年12月31日時点での残日数については、20日を限度に令和4年1月1日以降に繰越し可能とする。

3 付与イメージ

R4年1月	R4年4月	R5年4月
5日付与	20日付与	20日付与
繰り越し含めて 最大25日	繰り越し含めて 最大40日	繰り越し含めて 最大40日
(経過措置)	※R4年度～新制度	